

「医療情報取得加算」に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等や問診票を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に基づき、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

◇ 初診時	1 点
◇ 再診時（3 ヶ月に 1 回）	1 点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に、ご理解ご協力をお願い致します。